

○文部科学省告示第四百四十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月十五日

文部科学大臣 下村 博文

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>指定をした日</p>	<p>指定の有効期間</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>
<p>環境汚染―養殖―新しいエコ ロジー―アンダーグラウンド</p>	<p>平成二十五年十月 十四日</p>	<p>平成二十六年六月 二十七日まで</p>	<p>独立行政法人国立美術館 理事長 馬淵 明子 東京都千代田区北の丸公園三番一号</p>	<p>国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四丁目二番五十五 号 平成二十五年十一月二日から平成二十六年 一月十九日まで 東京国立近代美術館 東京都千代田区北の丸公園三番一号 平成二十六年二月四日から平成二十六年三 月三十日まで 青森県立美術館 青森県青森市安田字近野百八十五号 平成二十六年四月十二日から平成二十六年 六月八日まで</p>